

# 火山防災エキスパート派遣に係る参考資料

## 【岐阜県】

### 【目次】

1	支援概要.....	1
2	派遣先において直面している課題や問題意識.....	1
3	岐阜県の活火山.....	2
	（1）活火山の立地.....	2
	（2）岐阜県に係る常時観測火山における火山防災の取組状況.....	3
	（3）御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策.....	3
	（4）火山防災協議会の構成機関（令和7年5月時点）.....	4
	①焼岳.....	4
	②乗鞍岳.....	5
	③御嶽山.....	6
	④白山.....	7
	（5）噴火警戒レベルの運用.....	8
	①焼岳.....	8
	②乗鞍岳.....	10
	③御嶽山.....	12
	④白山.....	14
	（6）火山防災訓練.....	16
	①焼岳.....	16
	②乗鞍岳.....	16
	③御嶽山.....	16
	④白山.....	16
4	岐阜県による啓発の取組.....	17
	（1）火山学習教室.....	17
	（2）小中学生向け火山学習テキスト「火山を知る本」.....	19

令和7年5月

## 1 支援概要

- 支援内容 県・市町村火山防災行政担当職員研修における講義
- 日時 令和7年6月12日（木）13:00～16:30  
令和7年6月13日（金）9:00～15:30
- 場所 岐阜県庁舎
- 派遣先事務局 岐阜県防災課山岳遭難・火山対策室
- 派遣エキスパート等 三浦 秀明（火山防災エキスパート、元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事）  
高木 洋（火山災害対応経験者、阿蘇市総務部総務課主幹）
- 支援対象者 県・市町村火山防災行政担当職員（25名程度）

## 2 派遣先において直面している課題や問題意識

岐阜県では、年度が替わり、新たに火山防災担当者となった職員が多いことに加えて、市町村職員の多くは他の業務と兼務で火山防災を担当していることから、火山防災に関する職員の知識の底上げが必要となっている。

また、平時から「顔の見える関係」の構築や意見交換ができる場を設けることは、万が一の火山噴火等災害発生時の連携強化につながる。

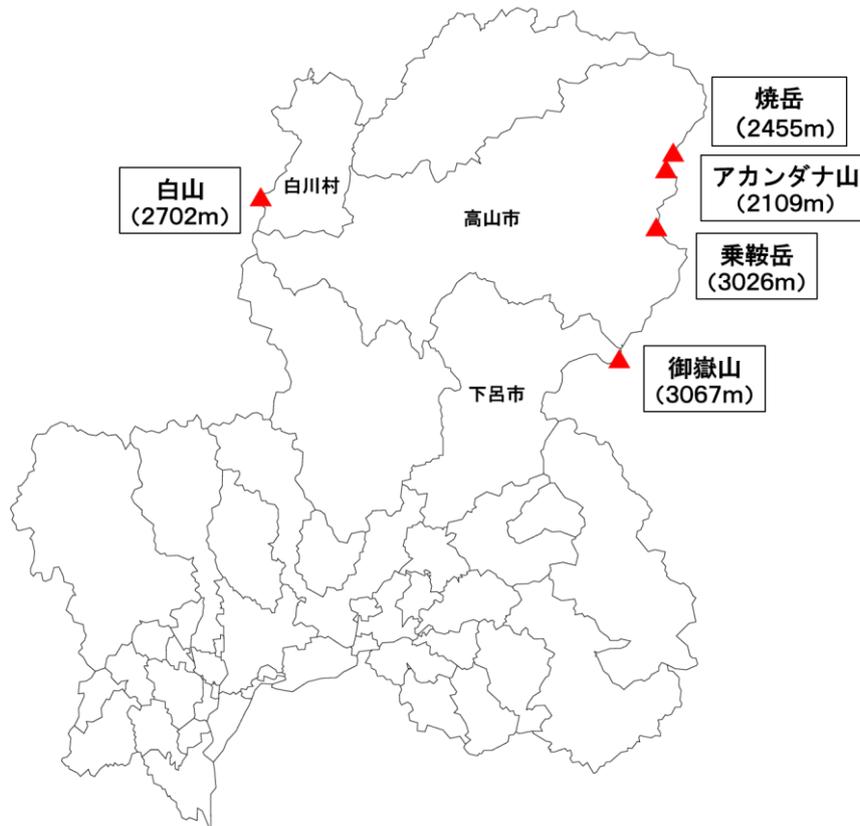
こうした課題に対応するため、岐阜県では県内活火山（御嶽山・焼岳・白山・乗鞍岳）の火山防災協議会に所属する自治体向けに「県・市町村火山防災行政担当職員研修」を毎年度開催している。

今年度は、この研修の中で火山噴火時の防災対応や観光地に対する火山防災対策、噴火発生時の対応等を中心とした内容で、先生方にご講義いただき、御嶽山及び焼岳の麓にある上高地や奥飛騨温泉郷における観光客への対応について行政担当者間で考える機会にしたいと考えている。

### 3 岐阜県の活火山

#### (1) 活火山の立地

岐阜県には5つの活火山がある。アカンダナ山以外は常時観測火山として、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。



出典：岐阜地方気象台「岐阜県の活火山」  
(<https://www.jma-net.go.jp/gifu/shosai/kazan/katsukazan.html>)

(2) 岐阜県に係る常時観測火山における火山防災の取組状況

火山名	関係県	火山防災協議会の設置	ハザードマップの作成	噴火警戒レベルの運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載※1		
					記載済市町村数※2	関係市町村数※3	
焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	2 [ 2 ]	2
乗鞍岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	2 [ 2 ]	2
御嶽山	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	5 [ 5 ]	5
白山	岐阜県、石川県	○	○	○	◎	2 [ 2 ]	2

令和6年9月30日時点

※1 ◎：全市町村で完了

※2 対象市町村が火口周辺地域（噴火警戒レベル2、3等発表時に警戒すべき範囲）を有している場合は、登山者等向け（噴火警戒レベル2、3発表時等）と住民等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）のそれぞれの対策として、対象市町村が火口周辺地域（噴火警戒レベル2、3等発表時に警戒すべき範囲）を有していない場合は、住民等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）の対策として、活火山法第6条第1項1、2、3、4、6号の各事項を全て記載している場合を「記載済」とした。

[ ]内は、活火山法第6条第1項第1、2、3、4、6号の各事項のうち、最低1事項は記載している市町村数

※3 当該火山の火山災害警戒地域に指定された市町村数。同じ市町村が異なる火山の火山災害警戒地域に指定されている場合がある。全国で延べ203市町村（重複を除き179市町村）

出典：内閣府「火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況」  
<https://www.bousai.go.jp/kazan/pdf/hinankeikaku.pdf>

(3) 御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策

岐阜県では「岐阜県火山防災対策検討会議」（平成26年11月13日設置）において御嶽山噴火により明らかになった問題点を5つの項目に区分し、取り組むべき対策について議論を行った。5つの対策はそれぞれの、緊急の取組と中長期的な取組の段階で整理されている。

- |  |
|--|
| <p>I 火山防災体制の整備 ～火山防災協議会の設置等～</p> <p>II 情報発信の強化 ～わかりやすい情報の確実な伝達～</p> <p>III 登山者の安全確保対策 ～登山を楽しむ環境整備～</p> <p>IV 火山防災教育の推進と防災訓練の実施 ～火山の危険性を正しく理解し、備える～</p> <p>V 火山防災対策推進のための人材育成 ～研究・観測・実践を担う人づくり～</p> |
|--|

出典：岐阜県「「岐阜県火山防災対策検討会議」検討結果」  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/103111.pdf>

(4) 火山防災協議会の構成機関（令和7年5月時点）

① 焼岳

区分	機関名
都道府県 (第1号)	岐阜県、長野県
市町村 (第1号)	高山市、松本市
地方气象台等 (第2号)	気象庁東京管区气象台、気象庁岐阜地方气象台、気象庁長野地方气象台
地方整備局 (第3号)	国土交通省北陸地方整備局河川部河川計画課、国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所
陸上自衛隊 (第4号)	防衛省陸上自衛隊第35普通科連隊、防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊
警察 (第5号)	岐阜県警察本部、長野県警察本部
消防 (第6号)	高山市消防本部、松本広域消防局
火山専門家 (第7号)	国立大学法人京都大学防災研究所附属 地震災害研究センター上宝観測所 所長 大見 士朗、国立大学法人信州大学理学部理学科 地球学コース 教授 齋藤 武士、国立研究開発法人産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 火山活動研究グループ 主任研究員 及川 輝樹、国立大学法人京都大学大学院 農学研究科 准教授 宮田 秀介、学校法人日本大学 危機管理学部 危機管理学科 教授 秦 康範
その他 (第8号)	飛騨市、環境省中部山岳国立公園管理事務所、林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署、林野庁中部森林管理局中信森林管理署、気象庁新潟地方气象台、国土交通省北陸地方整備局防災室、国土交通省国土地理院中部地方測量部、国土交通省国土地理院関東地方測量部、岐阜県飛騨県事務所、長野県松本地域振興局、岐阜県古川土木事務所、長野県松本建設事務所、岐阜県高山警察署、長野県松本警察署、高山市消防団、松本市消防団、中日本高速道路(株)安房峠道路営業所、(一社)奥飛騨温泉郷観光協会、上高地観光旅館組合、奥飛騨温泉郷連合町内会、松本市上高地町会、北アルプス山小屋友交会、濃飛乗合自動車(株)運輸事業部、アルピコ交通(株)新島々営業所、岐阜県タクシー協会飛騨支部、上高地タクシー運営協議会、奥飛観光開発(株)新穂高ロープウェイ

出典①：焼岳火山防災協議会「焼岳火山防災避難計画（R7.2）」  
[https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri\\_kenmin/documents/r7\\_2\\_12yakedakekazanbousaihinakeikaku.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri_kenmin/documents/r7_2_12yakedakekazanbousaihinakeikaku.pdf)

出典②：長野県「焼岳火山防災協議会資料 資料4-2 焼岳火山防災協議会規約（案）」  
[https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri\\_kenmin/documents/25y4-2-kiyaku-kaitei.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri_kenmin/documents/25y4-2-kiyaku-kaitei.pdf)

## ② 乗鞍岳

区分	機関名
都道府県 (第1号)	長野県、岐阜県
市町村 (第1号)	松本市、高山市
地方気象台等 (第2号)	気象庁東京管区気象台、気象庁長野地方気象台、気象庁岐阜地方気象台
地方整備局 (第3号)	国土交通省北陸地方整備局河川部河川計画課、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所、国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所、国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所
陸上自衛隊 (第4号)	防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊、防衛省陸上自衛隊第35普通科連隊
警察 (第5号)	長野県警察本部、岐阜県警察本部
消防 (第6号)	松本広域消防局、高山市消防本部
火山専門家 (第7号)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門火山活動研究グループ 主任研究員 及川 輝樹、国立大学法人京都大学防災研究所附属 地震災害研究センター上宝観測所 所長 大見 士朗、国立大学法人信州大学 農学部 教授 平松 晋也
その他 (第8号)	気象庁新潟地方気象台、環境省中部山岳国立公園管理事務所、林野庁中部森林管理局中信森林管理署、林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署、国土交通省北陸地方整備局防災室、国土交通省中部地方整備局防災室、国土交通省国土地理院関東地方測量部、国土交通省国土地理院中部地方測量部、長野県松本地域振興局、岐阜県飛騨県事務所、長野県松本建設事務所、岐阜県高山土木事務所、長野県松本警察署、岐阜県高山警察署、松本市消防団、高山市消防団、中日本高速道路(株)松本保全・サービスセンター、北アルプス山小屋友交会、アルピコ交通(株)新島々営業所、のりくら観光協会、白骨温泉旅館組合、乗鞍観光協議会、濃飛乗合自動車(株)運輸事業部、飛騨乗鞍観光協会、乗鞍国際観光(株)

出典：長野県「乗鞍岳火山防災協議会資料 資料3-2 乗鞍岳火山防災協議会規約(案)」  
[https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri\\_kenmin/documents/25n3-2-kiyaku-kaitei.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri_kenmin/documents/25n3-2-kiyaku-kaitei.pdf)

### ③ 御嶽山

区分	機関名
都道府県 (第1号)	長野県、岐阜県
市町村 (第1号)	木曾町、王滝村、上松町、高山市、下呂市
地方気象台等 (第2号)	気象庁東京管区気象台、気象庁長野地方気象台、気象庁岐阜地方気象台
地方整備局 (第3号)	国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第13普通科連隊、陸上自衛隊第35普通科連隊
警察 (第5号)	長野県警察本部、岐阜県警察本部
消防 (第6号)	木曾広域消防本部、高山市消防本部、下呂市消防本部
火山専門家 (第7号)	国立大学法人名古屋大学 名誉教授 山岡 耕春、国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科付属地震火山研究センター 講師 前田 裕太、元名古屋大学教授 木股 文昭、国立大学法人信州大学農学部 教授 堤 大三
その他 (第8号)	国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所、国土地理院関東地方測量部、国土地理院中部地方測量部、気象庁名古屋地方気象台、林野庁中部森林管理局木曾森林管理署、林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署、林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署、長野県木曾地域振興局、岐阜県飛騨県事務所、長野県木曾建設事務所、岐阜県高山土木事務所、岐阜県下呂土木事務所、長野県木曾警察署、岐阜県高山警察署、岐阜県下呂警察署、木曾町消防団、王滝村消防団、上松町消防団、高山市消防団、下呂市消防団、名古屋大学御嶽山火山研究施設、 (一社)木曾おんたけ観光局、上松町観光協会、飛騨あさひ観光協会、飛騨高根観光協会、飛騨小坂観光協会、御嶽山二ノ池飲料水管理組合、濁河温泉管理組合、木曾地区山岳遭難防止対策協会、御嶽山山岳遭難防止対策協議会、おんたけ交通(株)、濃飛乗合自動車(株)運輸事業部、豊実精工(株)、木曾カントリー(株)、(株)シシ

出典：木曾御嶽山安全対策情報「御嶽山火山防災協議会規約（R7.4.1 施行）」  
[https://www.ontake-volcano.jp/wp/wp-content/themes/responsive\\_261/pdf/kiyaku2025.pdf](https://www.ontake-volcano.jp/wp/wp-content/themes/responsive_261/pdf/kiyaku2025.pdf)

#### ④ 白山

区分	機関名
都道府県 (第1号)	石川県、岐阜県
市町村 (第1号)	白山市、白川村
地方气象台等 (第2号)	気象庁東京管区气象台、気象庁金沢地方气象台、気象庁岐阜地方气象台
地方整備局 (第3号)	国土交通省北陸地方整備局河川部河川計画課、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所、国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第35普通科連隊
警察 (第5号)	石川県警察本部、岐阜県警察本部
消防 (第6号)	白山野々市広域消防本部、高山市消防本部
火山専門家 (第7号)	金沢大学 教授 平松 良浩、金沢大学 教授 酒寄 淳史、信州大学 教授 平松 晋也
その他 (第8号)	国土交通省北陸地方整備局防災室、環境省中部地方環境事務所、林野庁近畿中国森林管理局石川森林管理署、林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署、気象庁福井地方气象台、国土地理院北陸地方測量部、国土地理院中部地方測量部、石川県石川土木総合事務所、石川県白山自然保護センター、岐阜県飛騨県事務所、高山土木事務所、高山市危機管理課、郡上市総務課、福井県危機対策・防災課、福井県警察本部警備課、大野市防災防犯課、勝山市監理・防災課、石川県白山警察署、岐阜県高山警察署、白山市南消防団、白川村消防団、白峰区長、白山比咩神社、(一財)白山観光協会、(一財)白山市地域振興公社、(公財)石川県林業公社、NPO 法人環白山保護利用管理協会、(株)マップ、北陸鉄道(株)、NPO 法人白山麓地域安全ネットワーク、白川村区長会、(一社)白川郷観光協会、平瀬温泉旅館組合、(公社)岐阜県森林公社、電源開発(株)御母衣電力所、関西電力(株)庄川電力所、白山山岳遭難対策協議会(白山山岳救助隊)

出典①：石川県「第13回白山火山防災協議会 資料3-2 白山火山防災協議会規約(案)」  
([https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai\\_g/hakusan\\_kazan/documents/3-2\\_kiyaku.pdf](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/hakusan_kazan/documents/3-2_kiyaku.pdf))

出典②：石川県「第13回白山火山防災協議会 資料3-2 白山火山防災協議会規約別表(R7.3.28 施行)」  
([https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai\\_g/hakusan\\_kazan/documents/3-2\\_kiyakubepyou.pdf](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/hakusan_kazan/documents/3-2_kiyakubepyou.pdf))

## (5) 噴火警戒レベルの運用

令和7年5月現在、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山で運用されている。また、噴火警戒レベルの判定基準についても、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山で運用されている。

### ① 焼岳

焼岳では平成23年3月から噴火警戒レベルの運用が開始されており、令和5年2月に改定されている。現在は、噴火警戒レベル1【活火山であることに留意】であるが、令和4年、令和7年3月にレベル引上げが行われている。噴火警戒レベルの変遷は下記のとおり。

＜噴火警戒レベルの変遷（令和7年5月時点）＞

時期	噴火警戒レベルの状況
平成23年3月31日	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）
令和4年5月24日	噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引上げ
令和4年7月12日	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引下げ
令和7年3月4日	噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引上げ
令和7年4月18日	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引下げ⇒継続

**焼岳の噴火警戒レベル**  
—火山災害から身を守るために—

●噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の段階に区分したものです。  
●各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等とのべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。  
●対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

**焼岳の噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲**

【焼岳の特長】（標高2455m）  
●安山岩・チャイサイトの成層火山で、約4,000年前の噴火で下冠沢海成湖、約2,500年前の最新のマグマ噴火で、現在同冠沢湖、中尾火砕流が発生した。  
●山頂の溶岩ドームにはいくつもの火口地形があり、明治以降の噴火は大規模噴火で、死者を生じました。  
●1915年（大正4年）の噴火では正冠により大正地帯が形成された。  
●最近では、1952年（昭和27年）に大規模噴火が発生し、噴石により2名の犠牲者がでています。

【地図の説明】  
○想定される噴火口の範囲  
北東-南東方向 2.4km、  
北東-南西方向 1.4km  
○周辺の居住地域  
●登山口と登山道の分岐点  
●レベル2（火口周辺規制）の規制範囲（想定火口から約1kmまで）  
●レベル2で規制の対象となる登山道  
●レベル3（入山規制）の規制範囲（想定火口から約2kmまで）  
●レベル3で規制の対象となる登山道と規制箇所  
●レベル3の道路規制箇所

平成23年3月31日運用開始

### 焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者への注意	想定される現象等
特別警報	噴火警戒レベル5（避難） 居住地域及びそれより外側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生している状態にある。	5（避難）	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域に到達し、あるいはそのような噴火が切迫している。 <small>過去事例 約4000年前の噴火（下冠沢溶岩流の噴火） 約2500年前の噴火（円頂岳溶岩・中尾火砕流の噴火）</small>	
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	●溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ●火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 <small>過去事例 約4000年前の噴火（下冠沢溶岩流の噴火） 約2500年前の噴火（円頂岳溶岩・中尾火砕流の噴火）</small>	
警報	噴火警戒レベル3（入山規制） 火口から居住地域近くまで	居住地域に近づくまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生し、あるいは発生すると予想される。	3（入山規制）	住民は通常の生活・状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2kmまで噴石が飛散。 <small>過去事例 1915年：水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木</small>	
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）噴火が発生し、あるいは発生すると予想される。	●小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散。 <small>過去事例 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が同級山小屋まで飛散</small>	
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内から火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。住民は通常の生活。 ●火山活動は静穏。状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。	

注）ここでの「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を置いて飛散する大きなものとする。このレベルは、地光や地鳴りと連動の上で作成したもので、各レベルにおける具体的な規制範囲については、地味図や計画図等で示されています。

●最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。  
<https://www.jma.go.jp/>

## ＜焼岳噴火警戒レベル リーフレット＞

出典①：気象庁「火山に関する情報の発表状況」  
(<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/volinfo/volinfo.php?info=VJ&id=310>)

出典②：気象庁「焼岳の噴火警戒レベル」  
([https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_310.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_310.pdf))

また、焼岳では、現在の噴火警戒レベルの判定基準は令和2年3月27日から運用されている。

焼岳の噴火警戒レベル判定基準		令和2年3月27日現在
レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>溶岩ドームの崩落による火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）の切迫あるいは発生</li> <li>居住地域に溶岩流が切迫</li> </ul>	各レベルに該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マグマの貫入を示唆する規模の大きな地震が多発</li> <li>マグマの上昇を示す顕著な地殻変動</li> <li>溶岩ドームの形成成長又は溶岩の出現位置によって溶岩流出</li> </ul>	
3	<p>【想定火口から概ね2 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定火口付近の浅部を震源とする火山性地震の急増、規模増大（レベル2よりも回数多あるいは規模大）</li> <li>想定火口付近の浅部の膨張を示す明瞭で急激な傾斜変動</li> <li>振幅の大きな火山性微動が連続的に発生、もしくは頻発</li> <li>浅部の低周波地震の多発</li> <li>噴気活動や噴気地帯の熱活動の更なる高まり</li> </ul> <p>【想定火口から概ね1 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の多発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の噴出物に明らかに新鮮なマグマ性物質が含まれており、マグマ噴火の可能性があると判断した場合</li> </ul>	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
2	<p>【想定火口から概ね2 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生し、大きな噴石が想定火口から概ね1 km を超え2 km まで飛散</li> <li>噴火が発生し、泥流の発生（その影響範囲が想定火口周辺に留まり、居住地域には達しないと判断した場合）</li> </ul> <p>【想定火口から概ね1 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定火口付近の浅部を震源とする火山性地震の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>任意の24時間で50回以上又は10日間で100回以上</li> </ul> </li> <li>下記の観測項目で複数項目が該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の基準に達しない程度の浅部を震源とする火山性地震の増加</li> <li>想定火口付近の浅部の膨張を示す地殻変動</li> <li>火山性微動の発生</li> <li>噴気活動の活発化、噴気地帯の拡大や出現</li> </ul> </li> </ul> <p>【想定火口から概ね1 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生し、大きな噴石が想定火口から概ね1 km 以内の範囲に飛散（想定火口内に影響する程度の噴火を含む）</li> </ul>	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
<p>(レベル1の火山活動の状況)</p> <p>【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動や地震活動に変化がみられたり、山体のわずかな膨張が認められたりする。状況によっては、想定火口内の過去の活動火口や現在の噴気地帯の周辺で火山灰や泥の噴出等（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）が見られることがある。</li> </ul> <p>【火山活動は静穏】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山体の膨張を示す地殻変動が認められず、噴気の高さは概ね100m未満、火山性地震は1日平均数回で推移する。</li> </ul> <p>ここでいう「想定火口」とは、過去の活動火口及び現在の噴気地帯の位置を包括する範囲とし、北西-南東方向に2.4km、北東-南西方向に1.4kmの小判型の領域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</li> <li>レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性が低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</li> <li>発見者通報で現地での異常が発見された場合には速やかに火山機動観測班を派遣し、現象の確認を行う。</li> <li>火山の状況によっては、以上の現象が観測されずに噴火する場合もある。レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）</li> </ul>		

### < 焼岳噴火警戒レベルの判定基準 >

出典：気象庁「焼岳の噴火警戒レベル判定基準」  
[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level\\_kijunn/310\\_level\\_kijunn.pdf](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/310_level_kijunn.pdf)

## ② 乗鞍岳

乗鞍岳では平成31年3月から噴火警戒レベルの運用が開始されており、令和3年12月に改定されている。運用開始から現在まで、レベル1から引上げは行われていない。

＜噴火警戒レベルの変遷（令和7年5月時点）＞

時期	噴火警戒レベルの状況
平成23年3月31日	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）⇒継続



平成31年3月18日運用開始

### 乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 居住地域 または 噴火警報	居住地域及びそれより火山口	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 過去事例 約200年前の火山砕屑物を噴出するマヤマ噴火 <sup>※</sup> ●噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達。 過去事例なし <sup>※</sup>
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達するよう噴火の発生が予想される。 過去事例なし <sup>※</sup>
警報	噴火警報 火山口周辺 または 噴火警報	火山口周辺及びそれより居住地域	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等、住民は通常の生活、状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●火山口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するよう噴火が予想される。 過去事例なし <sup>※</sup> ●噴火が発生し、火山口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 過去事例なし <sup>※</sup>
			2（火山口周辺規制）	火山口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火山口周辺への立入規制等、住民は通常の生活。	●火山口から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散するよう噴火が予想される。 過去事例なし <sup>※</sup> ●噴火が発生し、火山口から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散。 過去事例なし <sup>※</sup>
予報	噴火予報	火山口内	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火山口内での火山灰の噴出等が懸念される（この範囲には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火山口内への立入規制等、住民は通常の生活。	●火山活動は静穏。 過去事例なし <sup>※</sup>

注1）ここであらう「大きな噴石」とは、五として風の影響を受けずに降流を極めて飛散する大きさのものとする。  
注2）火山口とは想定火山口域をいう。  
※ 乗鞍岳では、地質調査により、過去1万年以内に2回のマヤマ噴火、12回の大規模噴火があったことが判明しているが、これら噴火の規模や噴出物の総量は十分に把握されていない（平成21年3月現在）。  
このレベル表は乗鞍岳火山防災協議会（岐阜県高山市、長野県松本市等の地元自治体等）と協議して作成したものです。  
各レベルにおける具体的な避難範囲等については地域防災計画等で定められています。  
最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。  
<https://www.jma.go.jp/>

＜乗鞍岳噴火警戒レベル リーフレット＞

出典①：気象庁「火山に関する情報の発表状況」

(<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/volinfo/volinfo.php?info=VJ&id=311>)

出典②：気象庁「乗鞍岳の噴火警戒レベル」

([https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_311.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_311.pdf))

また、乗鞍岳では、現在の噴火警戒レベルの判定基準は平成31年3月18日から運用されている。

乗鞍岳の噴火警戒レベル判定基準		平成31年3月18日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫又は発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に切迫または到達等</li> </ul>	
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が流下し、居住地域に達する可能性</li> <li>・山体内に規模の大きな地震（有感地震を含む）が多発</li> <li>・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動等</li> </ul>	各レベルに該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
3	<p>【火口から概ね4 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水蒸気噴火を繰り返し、規模が大きくなる傾向がみられたとき</li> <li>・傾斜変動を伴う振幅の大きな火山性微動が発生</li> <li>・火山性地震の急増、規模増大（レベル2よりも回数多あるいは規模大）</li> <li>・噴火の噴出物に、明らかに新鮮なマグマ性物質が含まれており、マグマ噴火の可能性があると判断した場合</li> </ul>	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
2	<p>【火口から概ね4 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生し、大きな噴石が火口から概ね1 km を超え4 km まで飛散</li> <li>・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が流下したが、その影響範囲が火口周辺に留まり、居住地域には達しないと判断した場合</li> </ul> <p>【火口から概ね1 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次の現象のうち、いずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火口付近浅部を震源とする火山性地震の増加</li> <li>・火口周辺に降灰がみられる程度の噴火の発生</li> </ul> <p>次の現象が複数観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記基準に達しない程度の浅部を震源とする地震活動の高まりや振幅の小さな火山性微動の増加</li> <li>・新たな噴気の発生など熱活動の高まり</li> <li>・浅部の膨張を示す地殻変動を確認</li> </ul>	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
	<p>【火口から概ね1 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生し、大きな噴石が火口から概ね1 km 以内の範囲に飛散</li> </ul>	

・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

・ここでいう「火口」とは、剣ヶ峰・権現池周辺をいう。表中の距離は火口の縁からの距離で表現している。

・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もある。

・レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。

・新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。

・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていく。

### < 乗鞍岳噴火警戒レベルの判定基準 >

出典：気象庁「乗鞍岳の噴火警戒レベル判定基準」  
[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level\\_kijunn/311\\_level\\_kijunn.pdf](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/311_level_kijunn.pdf)

### ③ 御嶽山

御嶽山では、平成20年3月31日から噴火警戒レベルが運用されており、令和7年5月20日に改定されている。現在は、噴火警戒レベル1【活火山であることに留意】であるが、平成26年や令和4年、令和7年1月にレベル引上げが行われている。噴火警戒レベルの変遷は下記のとおり。

＜噴火警戒レベルの変遷（令和7年5月時点）＞

時期	噴火警戒レベルの状況
平成20年3月31日	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）
平成26年9月27日	噴火警戒レベル3（入山規制）に引上げ
平成27年6月26日	噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引下げ
平成29年8月21日	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引下げ
令和4年2月23日	噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引上げ
令和4年6月23日	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引下げ
令和7年1月16日	噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引上げ
令和7年5月20日	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引下げ⇒継続

**御嶽山の噴火警戒レベル**  
—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時に危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

**御嶽山 噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：地獄谷火口）**

●この図は地獄谷火口で噴出した場合の噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）の規制範囲を示しています。  
●レベルは、火山活動の状況により規制範囲が変わります。  
●居住地域まで影響が及ぶ場合にはレベル4（高齢者等避難）及び5（避難）となります。

**噴火警戒レベル引上げ時の登山・遊覧の規制範囲**

- レベル5（火口から居住地域近くまで）
- レベル3（火口から概ね3kmまで）
- レベル3（火口から概ね2kmまで）
- レベル2（火口から概ね1kmまで）

○レベル1においても、地元自治体により地獄谷火口付近の登山遊覧の一部が立入規制されますので、最新情報をご確認ください。  
○この図は地元自治体と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地獄谷防災計画等で定められています。

気象庁 気象庁火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
TEL: 03-6758-3000(内線9188) <https://www.jma.go.jp/>  
気象庁地方気象台 TEL: 029-232-0772 <https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/>  
岐阜地方気象台 TEL: 056-271-4100 <https://www.data.jma.go.jp/gifu/>

**御嶽山の噴火警戒レベル**

平成20年3月31日運用開始  
令和4年4月18日改定

種類	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 居住地域をほぼ完全に火口周辺規制範囲に引き上げ	居住地域をほぼ完全に火口周辺規制範囲に引き上げる	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達し、あるいはそのような噴火が切迫している。 <b>【注意】</b> 有史以降の事例なし。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●噴火活動の高まり、有徳地震発生や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達するよう噴火の発生が予想される。 <b>【注意】</b> 有史以降の事例なし。
警報	噴火警報 火口周辺規制	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生し、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活・状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散や火砕流が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、居住地域に重大な影響を与える噴火は発生する可能性はないと予想される。 <b>【過去事例】</b> 1979年10月28日：御嶽山（79-1-19火口）で噴火。噴火の発生から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があると予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は、すぐに移行しない。と予想 ●大きな噴石や火砕流が1kmを超えて到達する噴火が発生。ただし、居住地域に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 <b>【過去事例】</b> 2014年9月27日：御嶽山（2014-9-27火口）で噴火。大きな噴石が火口から約1km北東方向に約1.5km、北西方向に約1.5kmまで落下
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）噴火が発生し、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活・火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動、火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火の発生等により、火口から約1km以内に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <b>【過去事例】</b> 2014年9月：火山性地震が一時的に増加。低周波地震も発生 2007年10月後半：79-1火口でごく小規模な噴火が発生し、北東部が噴煙を発生 2006年12月～2007年2月：山頂部近下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬：79-1火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m前後に降灰 1991年4月～7月：火山性地震・微動の増加 ●噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 <b>【過去事例】</b> 有史以降の事例なし。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 （滞在、地元自治体等が一部の登山者を除き、地獄谷火口から概ね500mまで立入規制中）	●火山活動は静穏。状況により火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1）この図は「大きな噴石」は、主に活火山の噴火に伴って噴出するものと推定される。  
注2）噴火警戒レベルは、火山活動に関する規制とは異なる。  
注3）過去事例は、2016年事例を除き最新の科学的知見を反映した新たな「御嶽山の噴火警戒レベル」に基づいている。  
※このレベル表は地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地獄谷防災計画等で定められています。  
※最新の噴火警戒レベルは気象庁のウェブサイトをご覧ください。 <https://www.jma.go.jp/>

＜御嶽山噴火警戒レベル リーフレット＞

出典①：気象庁「火山に関する情報の発表状況」  
(<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/volinfo/volinfo.php?info=ALL&id=312>)

出典②：気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル」  
([https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_312.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_312.pdf))

また、御嶽山では、現在の噴火警戒レベルの判定基準は令和7年5月20日から運用されている。

御嶽山の噴火警戒レベル判定基準		令和7年5月20日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流、溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が居住地域に到達等</li> </ul> <p>-----</p> <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流、溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が居住地域に切迫等</li> </ul>	各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案して総合的に判断する。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火活動が次第に強まり、火砕流や溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が火口から半径3km程度まで到達</li> <li>山体内に規模の大きな地震（有感地震を含む）が多発</li> <li>多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動等</li> </ul>	
3	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の拡大傾向（火口から半径1km以遠に大きな噴石飛散が予想される）</li> <li>大きな火山性微動（レベル2よりも規模大あるいは継続時間長）</li> <li>火山性地震の急増、規模増大（レベル2よりも規模大あるいは回数多）</li> <li>山体の膨張を示す明瞭な地殻変動</li> </ul> <p>-----</p> <p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口から半径1kmから居住地域近くまで（概ね4km）程度に大きな噴石飛散 火砕流等</li> </ul>	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象が見られなくなった場合。</p> <p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、その後、噴火が発生しなくなる、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況も考慮して判断する。</p>
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火</li> <li>火山性地震の増加（地震回数が50回以上/24時間または100回以上/10日間）</li> <li>火山性微動の増加または規模増大（6回以上/24時間あるいは継続時間5分以上または振幅10μm/s以上の微動発生）</li> <li>噴煙量、火山ガス放出量の増加</li> <li>上記基準には達しない程度の火山性地震あるいは火山性微動の増加があり、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測される。</li> </ul> <p>-----</p> <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口から半径1km以内に大きな噴石飛散 火砕流等</li> </ul>	<p>噴火の発生がなく、山体膨張や噴煙・火山ガスの増加傾向がなくなり、地震・微動が平穏時のレベルに戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に増加傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。  
 ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。  
 ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時と同様）。  
 ・レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。  
 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

### ＜御嶽山噴火警戒レベルの判定基準＞

出典：気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル判定基準」  
[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level\\_kijunn/312\\_level\\_kijunn.pdf](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/312_level_kijunn.pdf)

④ 白山

白山では平成 27 年 9 月から噴火警戒レベルの運用が開始されており、令和 4 年 4 月に改定されている。運用開始から現在まで、レベル 1 から引上げは行われていない。

< 噴火警戒レベルの変遷 (令和 7 年 5 月時点) >

時期	噴火警戒レベルの状況
平成 27 年 9 月 2 日	噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意) ⇒ 継続

## 白山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

● 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル 1 から 5 の 5 段階に区分したものです。

● 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています (レベル 5 は「避難」、レベル 4 は「高齢者等避難」、レベル 3 は「入山規制」、レベル 2 は「火口周辺規制」、レベル 1 は「活火山であることに留意」)。

● 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

**白山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲**

【白山の特長】  
● 1554～156年の噴火で小規模な火砕流が発生した。最近では、時折、山頂周辺を震源とする地震が一時的に活発化している。

■ この地図は噴火警戒レベル 1～5 のときの規制範囲を示しています。

■ 融雪型火山定流の流下により居住地域まで影響が及ぶ場合はレベル 4 (高齢者等避難)・レベル 5 (避難) となります。

● 噴火警戒レベルに応じて次のような防災対応が必要になります。

レベル 5 (避難) : 警戒が必要な居住地域からの避難等

レベル 4 (高齢者等避難) : 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等

レベル 3 (入山規制) : 火口から居住地域近くまで立入り禁止 (居住地域近くまで) レベル 3 以上とき通行不能 (火口から概ね 4 km 以内)

レベル 2 (火口周辺規制) : 火口周辺立入り禁止 (火口から概ね 2 km 立入り禁止) レベル 2 以上とき通行不能

レベル 1 (活火山であることに留意) : 規制なし。活動状況より火口内への立入り規制等

■ 白山の噴火警戒レベルは、地方自治体等と連携して作成しました。

■ 各レベルに応じた具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、石川県、白山市、岐阜県、高山市、郡上市、白川村、福井県、大野市、原山市にお問い合わせください。

気象庁 気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
TEL 03-6798-9000 (内線 310) | https://www.jma.go.jp/

気象庁 Japan Meteorological Agency  
TEL 076-290-1402 | https://www.data.jma.go.jp/funmoku/ |  
TEL 056-271-4108 | https://www.data.jma.go.jp/sgf/ |  
TEL 0776-04-0069 | https://www.data.jma.go.jp/fuku/ |

### 白山の噴火警戒レベル

平成 27 年 9 月 2 日 運用開始  
令和 4 年 4 月 1 日 改定

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 居住地域 または 火口周辺	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要。	● 融雪型火山定流 (積雪期) が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。  過去事例 事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備が必要。	● 融雪型火山定流 (積雪期) が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。  過去事例 事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備、登山禁止・入山規制等危険な地域への立入り規制等。	● 居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山定流 (積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ● 火口から 4 km 程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。  過去事例 2200 年前の噴火：溶岩流が約 7 km 流下 (白水滝溶岩)、火砕流、溶岩ドームの形成 1554～156 年：マグマ噴火が発生し、火砕流が約 1 km 流下、溶岩ドームの形成
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入り規制等。	● 火口から 2 km 程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。  過去事例 1042 年：翌ヶ池火口あるいは千ヶヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入り規制等。	● 火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。  過去事例 2005 年、2014 年 12 月、2017 年 11 月、2020 年 6 月、2021 年 9 月：地活動活発

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに降流を置いて飛散する大きなものとする。  
注) 火口とは、想定火口をいう。  
このレベル表は、地元市町村等と連携の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。

■ 最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。  
https://www.jma.go.jp/

気象庁 Japan Meteorological Agency 4824 64 8

< 白山噴火警戒レベル リーフレット >

出典①：気象庁ホームページ 「火山に関する情報の発表状況」  
(<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/volinfo/volinfo.php?info=VJ&id=313>)

出典②：気象庁ホームページ 「白山の噴火警戒レベル」  
([https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_313.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_313.pdf))

また、白山では、現在の噴火警戒レベルの判定基準は令和7年2月28日から運用されている。

白山の噴火警戒レベル判定基準		令和7年2月28日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積雪期にマグマ噴火が発生し、火砕流による融雪型火山泥流が居住地域まで到達あるいは切迫</li> </ul>	各レベルに該当する現象がみられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、活動状況を勘案して総合的に判断する。
4	<p>【融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積雪期に、火砕流による融雪型火山泥流が居住地域まで到達するようなマグマ噴火の発生が予想される場合</li> </ul>	
3	<p>【火口から2 kmを超えて4 km程度以内に影響を及ぼす噴火、あるいは居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごく浅部を震源とする火山性地震がさらに増加（レベル2の基準よりも規模大あるいは回数多）</li> <li>火山性微動の発生（レベル2の基準よりも規模大あるいは継続時間長）</li> <li>溶岩ドームの形成・成長</li> <li>火口から2 km程度まで大きな噴石を飛散させる噴火が断続的に発生</li> </ul> <p>【火口から2 kmを超えて4 km程度以内に影響を及ぼす噴火、あるいは居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口から2 kmを超えて火砕流、融雪型火山泥流あるいは溶岩流が流下</li> <li>火口から2 kmを超えて4 km程度以内に大きな噴石が飛散</li> </ul>	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火がおさまった、または、噴火せず、左記の現象がみられなくなった場合。</p> <p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生したが、その後、噴火の発生がない、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況も考慮して判断する。</p>
2	<p>【火口から概ね2 km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>明瞭な火山性微動（弥陀ヶ原及び中飯場観測点で最大振幅が約100 μm/s以上）の発生</li> <li>以下の現象が複数観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>＞やや深部を震源とする火山性地震の増加（任意の24時間で地震回数が概ね150回以上）</li> <li>＞ごく浅部を震源とする火山性地震や振幅の小さな火山性微動が増加</li> <li>＞浅部の膨張を示す地殻変動を確認</li> <li>＞新たな噴気の発生等熱活動の高まり</li> </ul> </li> </ul> <p>【火口から概ね2 km以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火口周辺に降灰する程度の微小な噴火を含め、火口から概ね2 km以内に影響がとどまる噴火の発生</li> </ul>	噴火の発生がなく、噴煙活動など表面現象が落ち着き、地震・微動が平穏時の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び高まる傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に引き上げる。

- ・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。
- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・火口とは、想定火口域をいう。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベル発表が必ずしも段階を追って順番どおりになるとは限らない（下がるときも同様）。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

### < 白山噴火警戒レベルの判定基準 >

出典：気象庁「白山の噴火警戒レベル判定基準」  
[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level\\_kijunn/313\\_level\\_kijunn.pdf](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/313_level_kijunn.pdf)

## (6) 火山防災訓練

### ① 焼岳

焼岳火山防災避難訓練が令和6年11月9日に行われ、奥飛騨温泉郷地区の住民を対象とした避難訓練、避難所生活体験訓練、展示パネルの見学、火山防災エキスパートによる講評などが行われた。

出典：長野県「令和6年度活動報告（焼岳火山防災協議会構成機関の取組）」  
([https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri\\_kenmin/documents/25y1-1-katsudou-houkoku.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri_kenmin/documents/25y1-1-katsudou-houkoku.pdf))

### ② 乗鞍岳

乗鞍岳情報伝達訓練が令和6年7月5日に行われ、「火山活動に関する解説情報(臨時)」及び「噴火警戒レベル2」が発表された場合の情報把握や情報共有を「情報伝達系統図」に沿って関係機関へ行った。連絡を受けた各機関は、自ら行うべき防災対応(初動対応)を確認し、想定行動内容を記録した。

出典：長野県「令和6年度活動報告（乗鞍岳火山防災協議会構成機関の取組）」  
([https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri\\_kenmin/documents/25n1-2-katsudou-houkoku.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-somu/somukanri_kenmin/documents/25n1-2-katsudou-houkoku.pdf))

### ③ 御嶽山

御嶽山火山防災訓練が令和6年6月19日に行われ、57機関が参加した。訓練では、御嶽山チャレンジでの取得データをシナリオに活かした訓練、構成機関間の情報伝達訓練、噴火を想定した図上訓練が行われた。

出典：木曾御嶽山安全対策情報「御嶽山火山防災協議会 令和6年度活動報告」  
([https://www.ontake-volcano.jp/wp/wp-content/themes/responsive\\_261/pdf/kyougikai/15-1-1.pdf](https://www.ontake-volcano.jp/wp/wp-content/themes/responsive_261/pdf/kyougikai/15-1-1.pdf))

### ④ 白山

白山火山防災訓練が令和6年6月27日、28日に行われ、石川県、岐阜県等32機関、約100人が参加した。同訓練で初めての2日間に分けての実施で、27日は火山の状況に関する解説情報(臨時)発表を踏まえた対応協議(Web会議)、28日は緊急速報メールを活用した情報伝達訓練、入山規制訓練、登山アプリを活用した下山者安否確認訓練、安否不明者の氏名等公表訓練が行われた。

出典：白山火山防災協議会「令和6年度白山火山防災協議会活動状況について」  
([https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai\\_g/hakusan\\_kazan/documents/01\\_katudouzyoukyou.pdf](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/hakusan_kazan/documents/01_katudouzyoukyou.pdf))

## 4 岐阜県による啓発の取組

### (1) 火山学習教室

岐阜県は、平成 28 年から継続して、火山地域の児童・生徒が火山についての理解を深め、火山と共生する地域づくりを進めていくことを目的として、火山学習教室を開催している。過去の火山学習教室は、御嶽山・白山・焼岳を対象に実施されている。

令和 6 年度の実施状況については、以下のとおり。

#### ① 白山火山学習教室 in 白川郷フィールドワーク（令和 6 年 11 月 11 日開催）

対象： 白川村立白川郷学園 生徒（7 年生・13 名）

※6 月に開催した火山学習教室を受講した生徒

内容： 約 4500 年前の岩屑なだれ堆積物の観察、白山山頂と溶岩地形の観察、白水滝溶岩と火砕流堆積物の観察 等

講師： 酒寄淳史氏（金沢大学教授）、平松良浩氏（金沢大学教授）



<11 月の白山火山学習教室の様子>

#### ② 焼岳火山学習教室 in 栃尾（令和 6 年 10 月 4 日開催）

対象： 高山市立栃尾小学校 全校児童（39 名）

内容： <1, 2 年生> 災害時の身の守り方について、火山実験

<3, 4 年生> DIG 訓練

<5, 6 年生> 噴火のしくみ（水風船の浮沈実験・炭酸水の噴火実験）、噴火の予測（岩石破壊実験、地震計体験）

講師： 酒寄淳史氏（金沢大学教授）、平松良浩氏（金沢大学教授）、岩茸伸一氏（高山市民防災研究会）、砂田浩子氏（高山市民防災研究会）、東北大学火山コンソーシアムインターン学生 3 名



<10 月の火山学習教室の様子>

③ 夏休み親子火山学習教室 in 下呂（令和6年7月27日開催）

対象： 下呂市内の小学生とその保護者6組12名

内容： 火山のお話（内閣府火山防災エキスパート）、噴火のしくみ（炭酸水噴火実験）、  
噴火の予測（地震計体験）、空から降るもの（噴石飛散実験）、地表を流れるもの（火山泥流の流下実験・チョコレート溶岩の実験）

講師： 杉本伸一氏（内閣府火山防災エキスパート）、酒寄淳史氏（金沢大学教授）、平松良浩氏（金沢大学教授）



<7月の火山学習教室の様子>

④ 白山火山学習教室 in 白川郷（令和6年6月13日開催）

対象： 白川村立白川郷学園 生徒（7年生・13名）

内容： 噴火のしくみ（炭酸水噴火実験）、噴火の予測（岩石破壊実験・地震計体験）、  
白山の噴火災害（噴石飛散実験、火山泥流の流下実験）

講師： 酒寄淳史氏（金沢大学教授）、平松良浩氏（金沢大学教授）



<6月の火山学習教室の様子>

出典：岐阜県「火山フォーラムや学習教室の開催状況」  
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15614.html>)

(2) 小中学生向け火山学習テキスト「火山を知る本」

岐阜県は、県内の小中学校における火山防災の啓発のため、令和5年2月に小中学生を対象とした、テキスト「火山を知る本」を作成し、令和7年2月に更新した。テキストは、「小学1年生～3年生対象」、「小学4年生～6年生対象」、「中学生対象」の3種類である。



<火山を知る本 (小学1年生～3年生対象) の一部抜粋>

出典：岐阜県「「火山を知る本」の作成について」  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13831.html>